ガン保障および三大疾病保障の充実について

【疾病共済《やすらぎ》特約中途付加のご案内】

無配当医療保険（定期型）

2つの特約について

特　徴

無配当 ガン保障特約

1.ガンで入院された場合、基本契約に上乗せしてガン入院給付金をお受取りいただけます。
特約によるガン入院給付金のお支払いは、1回の入院、通算ともに支払日数無制限です。

2.ガンによる死亡・高度障害状態に対する保障も、基本契約に上乗せしてお受取りいただけます。

3.「集団取扱特約保険料率」が適用されますので割安な特約保険料でガン保障が充実します。

無配当 特定疾病診断特約

1.ガン・脳卒中・急性心筋梗塞と診断された場合、診断給付金（一時金）でサポートします。

2.「集団取扱特約保険料率」が適用されますので割安な特約保険料で三大疾病（ガン・脳卒中・急性心筋梗塞）の保障が充実します。

保障内容 ※詳細につきましては「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。

●ご加入口数1口（入院給付金日額 5,000円）に、以下の特約を付加した場合

	項　目	お支払事由	お支払金額	お支払限度
無配当ガン保障特約	ガン入院給付金	ガンにより継続して2日以上入院されたとき	5,000円×入院日数（ガン入院給付金日額）	1回の入院・通算ともに支払日数無制限
	ガン死亡保険金	ガンにより死亡されたとき	50万円（ガン入院給付金日額の100倍）	ガン高度障害給付金とガン死亡保険金は重複して支払われません。
	ガン高度障害給付金	ガンにより高度障害状態になられたとき		

※この特約の責任開始時以後に発病したガンが対象になります。

	項　目	お支払事由		お支払金額
無配当特定疾病診断特約	特定疾病診断給付金	悪性新生物（ガン）	この特約の責任開始時の属する日からその日を含めて90日経過後、初めて悪性新生物に罹患したと医師によって診断確定されたとき ※「上皮内新生物」、「悪性黒色腫以外の皮膚癌」は対象外です。	特約付加金額 100万円 または 50万円 （1回のみのお支払い）
		脳卒中(*)	<次のいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき	
		急性心筋梗塞(*)	<次のいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき	

(*)この特約の責任開始時以後の疾病を原因として発病した脳卒中または急性心筋梗塞が対象になります。

基本契約の保障…特約付加前の形態別保障項目

第１形態	入院・死亡・高度障害
第２形態	第1形態 ＋ 手術保障
第３形態	第1形態 ＋ 手術保障 ＋ 通院保障

特約中途付加のポイント

ポイント1 どの加入形態にも付加できます。
第1形態、第2形態、第3形態のいずれのご加入形態であっても付加できる特約です。

ポイント2 2つの特約を共に付加することができます。（同時付加可能）
ご希望により、いずれか1つを付加することもできます。

ポイント3 特定疾病診断特約は、給付金額100万円･50万円のいずれかより選択できます。

お支払い例（特約による保障について）

●第2形態1口+特定疾病診断特約（50万円）に加入の場合

胃ガン
で40日入院、
手術をした場合

45万円
基本契約
（第2形態）から
5,000円×40日
手術給付金
5,000円×50倍

＋

50万円
特定疾病診断特約
（特定疾病診断給付金）

＝

95万円

※給付倍率50倍の手術に該当した場合の例です。
※実際にお支払対象となるためには、「ご契約のしおり･約款」に記載されているお支払事由に該当する必要があります。

お取り扱いについて

●特約を付加される場合は、所定の申込書類に必要事項をご記入の上ご提出ください。
●申込み手続きにおいては、あらためて健康告知が必要です。
（告知内容によっては特約の付加ができない場合がございます。）
●現在の加入形態から別の加入形態に変更する「形態変更」と同時のお取り扱いはできませんのでご注意ください。

※この資料は商品概要について記載しています。記載の内容は2024年8月1日現在のものであり、今後変更される場合があります。
商品内容等について、詳しくは「ご契約のしおり･約款」をご覧ください。

お問い合わせについて（引受保険会社）

ジブラルタ生命保険株式会社
〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10
https://www.gib-life.co.jp/

0120-883-652（通話料無料）
受付時間 9:00～17:00（土･日･祝日･年末年始を除きます）

※住所変更のお手続きにつきましては、契約者がお電話でお申し出をいただきますと、その場で変更のお手続きが完了いたします。
（お申し出の際に、本人確認をさせていただきます。）

疾病共済《やすらぎ》のお問い合わせ･ご相談は…

●NTT労働組合関係およびNTTを退職された方のお問い合わせ先
募集代理店 株式会社ライフアシスト
0120-850184（ヤマイハイヤヨ） 9:00～17:00（土･日･祝日を除きます）
〒105-6791 東京都港区芝浦1-2-1 シーバンスN館 13F

●NTT労働組合以外の情報労連関係の方および有期組合員の方のお問い合わせ先
募集代理店 電通共済生協グループ ユアサポート株式会社
TEL.03-6206-8044 9:00～17:30（土･日･祝日を除きます）
〒101-0063 東京都千代田区神田淡路町二丁目101番地ワテラスタワー16階

団体異動された場合は窓口となる募集代理店が変更となります。